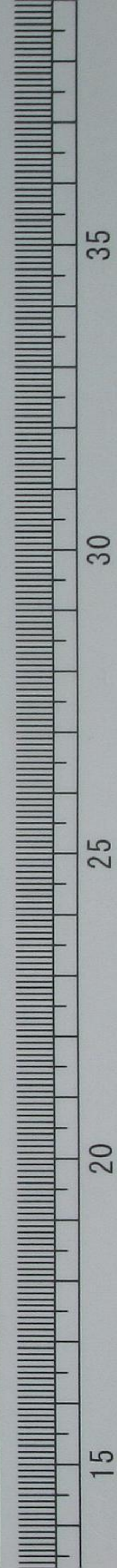




泰西國法論

一

13
702
1



413
702

慶應戊辰辰新刻

津田真一郎譯

泰西國法論

江戸開成所

大正十五年二月
花房仙太郎氏寄贈

泰西國法論目錄

凡例

緒言

第一卷

國法論の總旨

第一篇

國法論の釋義并に其界限

第二篇

國の主權

第三篇

制法

113
702
1-4

泰西國法論

目錄

第四篇

政令并に理財

第五篇

司法

第六篇

刑法并に治罪法

第二卷

國家并に其國の住民雙方の權義

第一篇

國法論より立つる本國住民の區別

第二篇

國民外國人

第三篇

自主民不自主民

第四篇

國民品種の區別

第五篇

國民品位の區別

第六篇

國家に對して住民有する所の通權

第七篇

國民の公權又名都人士權

第八篇

國家に對して住民の務むべき義

第三卷

各種の政體

第一篇

政體總論

第二篇

多頭政治

第三篇

平民政治 一名民主の國

第四篇

共和國

第六篇 豪族政治

第五篇

一頭政治

第六篇

籍土の制

第七篇

盟邦及合邦

第八篇

國內の區分

第四卷

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第二篇

根本律法 即國制又稱朝綱

第三篇

國家及其國の住民彼此權義の定規

第四篇

國制即建國の法制

第五篇

定律國內均勢の制

第六篇

政令理財を良善あらしむる保証

第七篇

政府の報告

第八篇

宰相の任責

第九篇

國家の財政をしる善あらしむる保証

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '博士' and '先生'.

凡例

往年余恭

大命を奉_レ和蘭_ニ遊び西周助_ト偕_ニ法學を_{來_レ訂_ル}の大學
博士_シモンヒッセル_ク先生_ヨ受_リ先生_ノ口授_ニ從_ヒ蘭語
の儘筆記せ_レ者五種_{ナリ}其詳_{多_ク}を西氏_ノ譯_{多_ク}所性
法口訣_ノ凡例_ニ讓_リ此書_ハ即其第三種_ニして今余_ガ謹
で譯_{多_ク}所_{多_ク}あり或_モ譯字_ノ不當_ニ文意_ノ不通_ニを免_ムん伏
して大方_ハ是正_{を乞_フ}
西洋_ノ法學_{別_ニ}と_シ數科_ト成_リ初學_{或_モ}望洋_ノ數_{を免_レ}れ
ど余嘗_テ泰西_{法學}要領_{を撰_ビ}今又_其要_{を撮_ル}事_{左_ノ}如

凡例

泰西國法論

法學は法律の學として西洋列國の大學校に於て生徒大半
 此學に從事を彼國大學の學科之を大別して五と云ふ就裡
 法學の庶生最多し余が嘗て遊び來丁の大學校昨千八
 百六十五年の庶生曆を閱みれば綜計庶生五百十二人の
 内法學庶生二百八十三人千八百五十六年維也納大學の
 生徒二千六百十四人の内法學生九百十二人又居る他の
 大書院生徒の比例大抵是と大同小異あり是其故彼國に
 於て法院の諸官を論むる迄も無く内外諸有司大槩此學
 の及第學士より拔擢せらるるに因るあり

西洋の諸學其本希臘より出づ然と雖も希臘の時漢土周
 當りも唯文學の一科に限りて餘の諸學を包羅せし事恰漢

土本邦目今の狀は似たり羅馬の時代漢法科漸く別として特
 こ一科を為す勢あり故に方今の法學羅馬を以て祖として
 我邦中古明法の學あり方今泰西法學の一端耳

羅馬の法學を東帝ユリウス・カエサル第一西紀元五百許の
 當りチリボニア事有名の法學士を以て羅馬古來の法
 律及批文の法と為す可き者を彙集せしめて因て始て
 書を成しつり世に之をパンデキテンと云ふ其後イニス
 チチエオチスノヘルレン等の書嗣出して合して一大部書
 と成し名けてコルプスエリスヒリスといふと云ふ

法學法朗西語に之をレリスプルダニス又レシエニシテド
 ロワといひ英吉利人之をレリスプルヂンシ又サイン

シ・オフ・ゼ・ラウ或を單よラウと稱し獨逸ヨレグツタスセ
 ニキフト或をレグツゲレールサームカイトと云ひ和蘭
 ヨレグツゲレールドヘイドと云ふ英のラウを法の義あ
 りざり即佛のレリ及ドロワ獨蘭のレグトを詞訟俗ヨ所
 謂公事の義トシテシエンタスセンキフーゲレールドヘイド
 等を學の義あり故又唯英語のみ法學と翻す可く他を詞
 訟の學公事と譯を可しドロワレリレリ皆詞訟の義あれ
 其本来曲直の直の義トシテ其淵源を拉丁のユスありユス
 の本義即直あり蓋詞訟を理直を以て勝ち曲を以て敗る
 れをあり漢人法官を稱して司直といふも此義あり邦語
 の公事も私曲無き義ありトシテ英ヨライトトシテふ語あり全

く同義トシテ用法も略同トシテ其學科の名又をラウ法
 ぶ語を用ひてライト直てふ語を用ひず漢土の語法英の
 例ヨ似たり故又今此學の總名を譯して法學と云ふ邦語
も公事學と
も譯を可し
 右の如くドロワライトレグトを本来正直の義トシテ正大
 直方自立自主の理を伸る意を含ま然れ共諸國慣習の用
 例其義一ありび大略を撮む左の如し

其一 義の對ヨシテ權と譯を可し譬を券主を償ふ
 べき義あり債主を之を責る權あり如し法
 學中此意ヨ用る所尤多し故又法學又之を權
 學と譯を可し

其二 分と譯を可し人各分り父死し子嗣くを子の分あり賣買を商の分耕種を農の分ありて他人之を争ふ可らざるが如し

其三 正直の本義よし律法と相對す蓋律法宜しく正しる可し然れ共時りて狂する事ありれどもあり

其四 國例と譯す可し譬ど羅馬國例法朗西國例と謂ふが如し此を羅馬國法朗西國は通行せる權と分あり

其五 毎事一定の條例行り此條例を總括しる者を謂ふ譬ど家法又後見の權の如し被土にて同義あり

れ共我邦の權と譯すべし

其六 學者理を考へ道を講す其議論世法しん可し此時又之を義と譯す可し

其七 直よ之を法學と譯す可し

其八 司法院等聽訟治の所を指す

其九 理非曲直を判する語を指す

其十 或は此語を假りて非を枉て理と為す至強の權の如し

法論を惟人間は通行する耳彼國は昔時禽獸亦其權ありといつる説りり松は大夫の位を與へ鷺は五位を授る者と同日の論して大あり謬あり但世は漫は禽獸を殺を禁

りるを專人の為にして誼諱争鬪を防ぐ為あり又古昔彼
 土は人奴たり生殺與奪の權皆其主人に在りて人奴を毫
 釐も權を有せば禽獸草木に等しく惟主人所有の一物耳
 是は天理人道に背けり後世人文大に闡け人々皆律法
 上は同權を得るに至り人奴遠く絶を絶し然るに但黒奴を
 天の罪人にして尋常の人類に非ざると云ふ彼國古來の陋
 見と利欲とを惑ひて近時中て存し英吉利人魁として
 て之を廢し晚近米利堅の奴亂平定して黒奴始て人間に
 蘇生せしを得たり然るに我邦士人無禮を咎め人を殺
 す權たり至強の權に非理の理を思ふ可き事あり
 法論の本意は人々をして其自立自主の權を保つべしむる

是在り彼國は昔時一切の人權を奪ひて生じしる死人に
 同しりたる刑たりしれども今を廢し是は法學の一層
 高き所加へ一証あり

法學人道と異あり人道を仁義禮讓を説き法學は惟事の
 曲直理の當否を論む

法學は三種の別あり第一天創草昧の土地は惟先例の
 慣習法あり耳凡百の事之を以て裁斷を第二聖賢法律を
 制定して明は天下は揭示を國家民人の權義各分皆法律
 に照して之を知り可し第三學者律法の善惡を論し法學
 の論を定む之を學者の法論と云ふ蓋國家他日は由て
 以て法律を改革せしむ

先例慣習法を未以て書を成さば聖賢の制法に至て始て之を書き筆を故に不文律法成文律法の別あり法學別きて數科あり今之を區別する方法二あり其一之を體用の二類に別つ

體

用

列國公法

通信禮式

國法

有司法論

刑法

治罪法

私法

詞訟法

私法又三種に別つ甲平民私法乙商法丙列國平民私法

其二之を三大種に別つ

第一 列國公法

第二 國法

第三 民法

列國公法又細別して三あり曰く列國公法理論曰く列國通用公法曰く通信禮式國法又細別して五あり曰く國法理論曰く通用國法曰く刑法曰く治罪法曰く有司法論私法又細別して五あり曰く性法曰く民法曰く商法曰く列國庶民私法曰く詞訟法

慶應二年丙寅九月

津田真一郎真道謹識

泰西國法論

緒言

國法論を之を四段より別て説く可し

- 第一 國法論の總旨
- 第二 國家并其國住民雙方の權義
- 第三 諸種の政體
- 第四 現今定律國法の大旨

泰西國法論卷一

津田真一郎真道謹譯

國法論の總旨

第一篇

國法論の釋義并其界限

第一章 國法論を國家國民雙方の權と義とを彙集して
 論ず國家を幹あり國民の支あり幹支相維持して國以て
 立つ互に權あり義あり辨せざる有る可らば
 第二章 茲に許多の人一箇の境域中に住し其公益を長
 じ報利を増む為に共に一主長を戴き其權威は服従する
 者あり之を稱して國と云ふ而して主長を定立の條例は

從ひ闔國民の全力を使用する權柄を操る

第三章 故に國を人間公會の尤大にして其體裁全備せる者と知る可し

第四章 國の尋常公會と異なる所左の六件は在り此を國を成むる欠く可らざる者あり

第一 民種 此を許多の人其出自言語風俗議論所用必需の同一きは因て合して一種の民とふれざるを云ふ

第二 土地 此を即所謂國あり但其境界は天造と人作の別あり

第三 立國の本意 此を闔國全民の大利益を主と

して他瑣細の節目は渉らざる

第四 永續無窮 年限無きあり

第五 自立自治の權全して缺び 鄰國より抑制せらるる事なく高く凡百小公會の上は駕を

第六 主權即君權 一切國人此權は服從して臣民と稱せ

第五章 立國の本意を散亂して民力を統合し其條理を正し政令を理め國益民福を増加するは在り若夫人民唯天然同居して國を成ざれば民力支分して統一せず且屢相鬪殺す

第六章 此本意を達する為に國家の宜しく注意を可き

條件左の如し

第一 其保存を虞る可き事

第二 外寇を禦き内變を制し人民の權利平安を保護し可き事

第三 國民同居の際禮序正し可き事

第四 國內諸民其力を用ふる事互は同し可き事
雖必竟相濟け相養ひ通國の福履を増長まじり
し出む國家の億兆の君師須らく之を誘導し
て其本意を達せしむ可き事

第七章 立國の原由の其本意中は明白あり若夫國を成
されむ人民相濟養むる道無し故は其原は人間必要あり

て須臾も欠く可らざるは在るなり

第八章 世は或は成國の淵源を直は上古天神の口勅は
託し或は一時國人會議し一種の和約章程を定め始めて國
を立し等の説は共皆妄あり

第九章 然れ共古今各國の史傳を歴覽されむ成國の緣
由多般あり其要を撮む左の如し

第一 或は一箇の家族あり世を追て蕃衍して一民
種を成し其宗氏世々大權を握り終は國を成
を或は入りたり外國より家を移し來り後其族
漸く繁植し其首長世々威權を執り遂は國を
成す

第二 人たり天資英雄智勇萬人に卓越し能く兆民を以て其恩徳に心服せしめ或は其威に屈服せしめく國を成を斯る時を成國の本一人の心は在り

第三 聖人法を制し或は皇天上帝の命に託し或は天神の定むる所ありし稱し民の信を取る是成國の本聖人の判法は在り

第四 許多の豪族會議して約を結ひ國人明く之を許し或は黙して之を許し以て國を成を是成國の本盟約は在り

第十章 國法列國公法と異あり混む可らば列國公法を

自立の諸國交際の誼を定む國外の事あり國法を國內律法の可否政令の善惡等を論む國內の事あり

第十一章 國法亦民法と異あり民法又私法と稱を民人日用往來の私權私義を論び民の私事あり國法を國家國民雙方の公權公義を論む國の公事あり故に國法又國內公法と稱を

第十二章 國法の闡明する所左の如し

- 第一 制法
- 第二 治道
- 第三 政令
- 第四 理財 國家を一箇自立の大公會として其立

國の本意を達せらるゝ為に許多の費用必需あり
此國用を治る政即理財あり

第十三章 制法とハ國の制度經濟の大典と國家國民雙方の諸權諸義并に諸人日用往來の際一切諸權諸義の條規を定て律法と為せを云ふ

第十四章 治道とハ國中諸人權利平安を保ち國內禮序正しく民利增長せらるゝ為に國家の周く心を用ふるを云ふ
但民利を國家の宜しく關知を可きと關知を可らざらんと
の分界あり此分界を犯す可らざらん

第十五章 政令を帝制法の條例を實事と施せのみと止らん總て政府萬機の出入内外國事の執行を云ふ

第十六章 理財を國家財用の經理として國家私有の土地品物歳入歳出國債等の管轄を云ふ

第十七章 方今文明の諸國に於ては刑法を國法論内の一分として之を論ぜ

第二篇

國の主權

第一章 茲は本國に代り本國の名を稱し其臣民及他邦列國に對して事を行ふ權位はるべし蓋此權位無れば國其國を成し難し此權位首として國の保存を虞り國家國民の權利平安を保護し禮序を正し兆民の力を糾合一且之を輔翼を

第二章 上章の權位を汎稱して政府又主長或は首長と云ふ

第三章 右の汎稱を大小廣狹に拘らば總て之を兼用す可し即闔國の大權位并は國內州郡都邑の小權位をも通

稱を可一

第四章 通國の大權位も他一切小權位の本原あるを以て一箇の特稱を設けて之を別ち之を稱して主權と云ふ此主權を操る人を君主と云ふ

第五章 主權の由來に就て先哲の議論岐分縷析す

第六章 或人む之を天法と稱し天神所定の法とし國は君たり臣あるは即天意ありと謂へり

第七章 又或人を主權の根源を尋常の人法を以て之を解を其説は人の一度得たる主權を其人并其相續子孫の身に止りて世々遷らずと謂へり父祖相傳 正統の業

第八章 又一説を主權の根本を家々天然の法則と同ト

と云々なり其説は曰く一家の父を其家の嚴君として一切家族須らく服従す可一而して嚴君之を責る權嚴君を有つ

第九章 又更に一説たり主權の本原を誓約に出づといふ曰く昔時嘗て國人會議して國を立一人を奉りて君主とし百事其命に従ふ可一と明し盟約を成し或は然らざらば暗し此意を致せりと云へり合同誓約又 臣服盟約

第十章 更し又他の説は曰く本來主權を民は在りて永遠他人に譲る可らば然し共國民其便宜に因り暫く其主權を民中の一人或は數人に假して之を行はむ是其意主權を國の公益に供せんが爲あり

第十一章 右主權由來の説一様ありきりり同く主權本來何人よ屬す可しやと云へる論亦一定せざりき
第十二章 或も曰く主權本來闔國總民の手よ止りて他人絶て之を望む可らば國民亦之を他人よ讓り可らば惟國人一人或も數人を其中より選舉し主權を託して之を行はむ耳然れども此主權を操る人も民命を奉むる者にして君命を奉りて四方よ使を命ずる者よ其義一あり

第十三章 又一説よ主權本來總國民よ屬せりと雖一旦國民國の爲よ之を有徳の君子よ讓りて此時國民一同よ誓約を呈し其人を奉りて君主とし萬民皆其臣僕と爲ると云へり

第十四章 天法父祖相傳正統の業并は嚴君の説互は同トウラズと雖主權本來其人よ屬して平民た毫釐も闕涉せざる之を行ふ權無しと云へるに至りてハ僉同ト云へり
第十五章 簡よしと盡し尤理よ合へる説を國の主權即君權を成國の道理と同一として分別す可らばと云へる説あり故よ主權の原由亦必要よしと須臾も欠く可らざるは在り

第十六章 然らば其必要よしと欠く可らざる主權奈何ある人奈何ある定則よ從ひ如何しと之を操り如何しと之を行ふやと問む時よ於て之よ答ふる語を其國人文開闡の度民智明發の級よ從ひ又風俗議論の同しと云へる

食必需の異ありは因て一様ありべと知る可し

第十七章 見よ主權を領し之を行ふ状を各國政體の同
トラスルざるは從て異同あり而して政體を國初の舊慣より
仍り或は中世より之を變ぢる事を得可し

第十八章 闔國總民皆其國主權の臣僕ふれど其命令を
奉順して恭敬あり可し是即總民の為あり

第十九章 主權の作用別て三向とあり

- 第一 政治の大典及國家品序の總律法を制す(制法)
- 第二 右の大典律法を頒布し内外國事を總て障ふ
く執行ふ(政令理財)
- 第三 國內の品序を正し入りの權利を保護す(司法)

治道

第二十章 右主權作用の三向より從て國權を別て三權と
し之を制法行法司法の三權と云ふ每權作用の分界判然
として紊る可らば各其特別の條規ありとん
孟得斯路律
例精義十一

卷六
篇

第二十一章 右の區別より從て

- 第一 制法の權を律法を制定を
- 第二 行法の權を律法を施行を
- 第三 司法の權を律法より從ひ權利を保護を

第二十二章 右の三權各其本を異より特立して相關涉
せんと云ふ説ありと當らば

第二十三章 本來三權惟一君主より出づ但其向方の異なるに因て其作用同トシテ異なる耳

第二十四章 君主一人の職務實に極て浩大あり故に業を分て之を掌しめざるを得ざるを蓋業を分て事を行ふは天下の通法あり

第二十五章 國制政治共の品序正しく條理紊れざるを緊要とし是を以て制法政令司法の三體屹然として特立し互に其領分を侵ざるを要す

第二十六章 右一主權の三作用互に均勢の狀を為し彼此相控制して其偏重を防ぐ此を是國の平安を護り且豫以て暴君の虐政を防ぐ至良法あり

第二十七章 三權乃至數權各互に分裂特立を云へる説を唯一主權の論と悖り取用をべからざる若夫數權分立の説實に行ふ時を國終に分崩離析せむ耳

第二十八章 左の三則掲て法とも可し

第一 國內唯一權あり其作用別として三とあり制法政令司法是あり

第二 制法政令の二體を恒に互に和熟して其力を戮せしむ

第三 司法を右の二體と屹然として別と自立して他顧せざれば只管律例を準據して裁斷を為す可

第三篇 法律の制定

第一章 法律を制定する事を大主権作用の其一として

其本君主より出づ

第二章 法律を制定する方法を立國の制度に因て同ト

うべ其故を大主権の所在又法律を頒布する方法其國

の制度に因て互に異あるべし

第三章 國家の大權國民に歸する國に於てを或を兆民

會議して法律を制定し或を國中より推舉する所の人國

民に代て之を論制す

第四章 一人天下の大權を操る國に於てを一人の獨斷

を以て法律を制定す然れども朝令暮改其言の恒無きは
律法と為す可らば○一人所定の條規獨其國の臣民を羈
約する耳あるを國君及び嗣君の身を束縛して世々衰さ
る可し但明の天下は號令して之を廢し或は新條規を制
して舊條規を代るを別論あり

第五章 元來所定の律法を淺智の羣民一時誼罵の論は
動搖せん又一入愛憎の私の爲は攪亂せば確然不拔ある
可し是文明諸國の實は永く之を求る所あり

第六章 茲は之を求て之を得る良法有り曰く有智有
力の歎君子をして律法を助け制せしむるあり然る時を
君主此數君子の議を採り獻替を聽き或は其許諾を請ふ

第七章 國內は州なり邑あり恰一小國の如く其首長相
當の威權は從て制定しし條規を其區域内は於て律法
として行ふ可し

第八章 律法其載る所の條規は從ひ之を別て二種あり

甲 定則

乙 禁令

第九章 甲は惟當行人事の規矩準繩を揭示する耳強て
人をして之を遵奉せしむる事能はん

第十章 此の如き律法を唯揭て以て庶民日用往來凡百
事件當行の規矩準繩と爲る而已あり故は若夫二人相談
し互に納得の上其條規は背く事を自由自在あり但由て

以て他人の患害を起す如き事を禁令又明示して行ふ可
らざる耳

第十一章 令禁を一切國人皆之を遵行を可し若之を犯
む者を刑罰其身又加を法

第十二章 律法の關係する所又從て亦之を別て二類と
す

第一 國法

第二 民法

第十三章 國家の制度通國の經理財用の理正并に國家
國民雙方の權義を定る等の諸條規を指して國法と云ふ
第十四章 其目を舉ると左の如し

第一

根本律法即所謂朝綱又國憲よりて國家經綸
の基礎あり

第二

經綸律法 此を國家緊要事務の條規よりて
猶人身に脈絡諸機あるが如し

第三

刑法及び治罪法

第四

税法

第五

雜法 時勢景況に準じて國家特の心を留む
可き要件種々あり其條例を定るを云ふ

第十五章 民法を國人往來交會の際に生るる所日用凡
百の事と關涉する諸權諸義を脩理して平人を以て法則
を取らざる者あり

第十六章 民法の關涉する所左の如し

第一 人權 衆庶同生彼此相對し互に其權有り之を人權と云ふ

第二 物權 人各物有り之を有し須らく其權有り可し之を物權と云ふ

第三 約束 得心の議定并人の行事と景況は因て律法上は定て違背を可らすとも事を云ふ

第四 各人其入權物權を防護し又約束の遵行を責る方法之を詞訟法と云ふ

第十七章 方今文明の諸國は於て大抵右に擧ぐる民法四綱の細條目を網羅し悉く一大全備の律法書と成し之を明示し

第十八章 律法を國人は能く遵奉せしむとせむ須らく頒告の禮式を行ひ國人は之を周知せしむ可し

第十九章 此頒告の後も一切國人悉皆律法を熟知す可し縱令否ざらも定て之を熟知せしむ故は人律法を解せん律法は聞きを以て辭を作り法を犯し法は違て其罰を免れむときも事能ざるあり

第二十章 律法を頒告の後惟將來は通行する耳絶て既往を追ふ力を有せん

第二十一章 律法は其時を限るたり又限らざるたり若

其時を限らざる者も永久窮りなく通行せしむる可し但
制法の位權を具備せし人明く號令して之を廢し或は別
の新律法を制し其旨古律法と矛盾せし時古律法の期
限盡しと知り可し

第二十二章 民法の中制定頒告の明法成文と慣習の先
例不文と并行せし國あり然らざる國あり

第二十三章 慣習の先例成文の律法と一例は行せし
由縁も國民の議論多年暗く一致して異論無く或ハ事
り多年同例を以て處置し來り慣習の先例と成るは在り
就中大司法院の批文尤其關防と為り遂は確然拔く可ら
ざるに至る

第二十四章 民法論を彙集し一部の民法律書を設け
る諸國は於て之所謂慣習の先例永く律法の威徳を失て
法士の取ざら所なり但律法書中殊更に明指して採用せ
る條例を格別あり

第二十五章 州邑等國內一區域中の律法を悉皆總國の
律法に根據して毫釐も相矛盾せし所無し可し

第四篇

政令并理財

第一章 政令理財を萬機一途に於て命令能く行をるるを以て緊要とし故に政令理財を本来唯一人或は僅く數人に終始之を總攝を可し

第二章 民主の説盛行す國に於ても政令と理財と特に一首領或は一議政府の司る所よりを專上章の理に因るなり

第三章 一君主の國に於ても言ふ迄も無く君主總國の頭首として惟君一人政令理財の二大權を掌握を

第四章 國の頭首を事理として躬自政令理財の大本を

統領を可し但才力あり學あり政事練達し君子の參謀輔弼を要し而して君主の命令規定を制作し之を奉行せらるるに至ると貴賤諸等許多の官吏は論要用あり

第五章 各種官員の俸祿職掌を定め之を進退黜陟せらるるを總國主長の自任せらる所あり

第六章 上章に掲ぐる總國主長の任せらる所の事も皆國家の大事件あれが須らく律法として定むる恒典若くは主長の政令より出づる命令を以て定むる格例に從て之を遵行し絶て人主一人愛憎の私をして其間を行せらる事無らしむ可し此も天下總國の公益と兼て各員官吏の爲に實に必要あり

第七章 諸員官吏を右の恒典格例に依據し國主の命令を奉承し且其名號は由て官事を奉行も但其職務を致す誠は忠實あり可きを其任じらる所の責あり若夫否されば自其罪に服を可し

第八章 政令を獨律法を奉行せらるのみは止らば國の爲に必要あり時を獨斷獨行し復律法の有無は關係せざることあり而して國中一切諸人悉く政令の規定命令に服従せらる事律法に服従せらると同一あり可し是政令の權宜しく然る可き耳

第九章 然りと雖政令を施行せらるに當て宜しく律法の本旨條例に契合し毫も矛盾せらる所無らる可し

第十章 理財即國家財用の政を其體二様あり甲を公法の體に屬し乙を私法の體に屬す

第十一章 國家立國の本意を達する爲に設る所の諸物を用ふる所の諸事は供する費用あり此費用の管轄を皆公法の體あり

第十二章 其目三あり

第一 國民を役し貢物を納し税銀を征す是國家立國の本意を達するに必需の資用を備ふるが爲あり

第二 右の費用を國家の公事に供す譬を諸員官吏の俸祿等の如し

第三 國家公物の管轄公物とは通國公共の物より

一人の私有に非ざるを云ふ譬を政府衙門大學校等總て國人公有の設施馬頭道路橋梁運河津渡隄防海陸戰備砲臺軍艦戰具等の如し

第十三章 右公法の體に屬する理財を政令の一端ありと謂ふ可し

第十四章 國家惟平民事會と同様の業を爲す事あり此府其資用の經理を私法の體に屬す

第十五章 其目亦三あり

第一 人權物權の執行物を取て其所有と爲るの類あり約束の執結賣買を爲し物を借り人を傭

ひ請負仕事を爲し金銀を貸借する類あり

第二

國家其私財を出し産業を興作し或は惟其私利を收め或は天下の公益に供し鐵路を創り工場を設る類あり

第三

國家所有の植貨田野山澤建築等總て恰地を云動貨畜類家什等總て運輸の管轄但此物を云天下の公益に供せし惟國家の私有する時を云ふ譬は國家の私田金銀貸附私會の入社及鐵路の材料等の如し

第十六章

私法の體は屬する資用の管轄に就ては國家も尋常平民と同じく民法の條例に違背する事能ず

第十七章

上章諸件の規則獨通國のみならず州邑に於ても同様は通行を可し

第十八章

州邑に於ても制法の官に竝て政令理財の官あり可く政令を一人或は一議政府の管轄に屬し理財を公法私法の兩體を存を可し

第十九章

然れども州邑の政令理財を宜しく總國の律法を推尊し總國政令の管轄に從て之を行ふ可し

第五篇

司法

第一章 司法を國の平安を護り國中の非法非禮を防ぎ諸民の權利を保護—以て國の洪福を長むる方術中の尤ある者—として國家治道の一端に屬し

第二章 司法を類別して平常と非常の二種とし
第三章 平常の司法更之を類別して二種とし

甲 聽訟 此を諸民日用往來中其諸權諸義に關涉して生ずる所の詞訟を聽決するを云ふ

乙 斷獄 此を刑律を犯せる人の罪科を裁斷するを云ふ

第四章 平常司法に於て君主の名位を以て詞訟を聽決を其義君主の聽決と同ト而して司法の官即法士を君主の任する所あり

第五章 善く法を司り聽決するに必須あるを中正不偏より恒に律法に照して各人の權利を保護し不正不義横暴私欲を禁止するに在り

第六章 故に法士を能く其人を得能く法律に通じ可し且法院を毫も掣肘せらるる患なく自立して審り律法を守り可し是等の制を定め之を保護するも亦律法より須らく確然不拔あり可し

第七章 之が爲に至當の良方左の如し

第一 法士を任して終身官に居しむる事

第二 律法に掲げし法士俸祿の制を以てする事

第三 國家高會の其一より具呈する所の名簿中より法士を選任する事

第四 法士の職掌權義を詳記して條例とする事

第八章 詞訟犯罪の大小輕重に準じて各相當の法士あり律法に明白に之を指示し若夫人らり律法指示する所の法士に趣き訟んと欲する時を他人其意に戻り之を沮み止む可らざる

第九章 律法に定むる正員法士の外に臨時に法士を任し臨時に法院を設て臨時の訟獄を聽斷する事絶て無し

可一

第十章 司法院を制法院及び政府と眞に隔絶し、特
自立を可一故に制法の官を能一切の律法を制定せられ共
兼て律法に準據して訟獄を聽斷する官と爲る可らば政
府の諸官員亦兼て方正中立の法士と爲る可らざるあり

第十一章 法士を只管律法に據り以て訟獄を聽斷し毫
も律法の正邪當否を論を可らば又人なり法士に趣き訟
ある時法士律法に詳し其事を載ざるを以て辭を作り
て其聽斷を拒む可らば

第十二章 法士批文中に其斷由を明記し人を一見
して左の二條を知り可一

甲 法士裁決する所の事實を審覈し、る事

乙 律法中何の章何の條を採用し、る事

第十三章 事實を審覈する事を明確ある證左を以て可一

第十四章 證左とする所の如し

第一 本人法士に對して爲る所の自首

第二 証人の辭或も其道に長し、る人の解明

第三 証左として出、る文書

第四 事情の連結 蓋此連結を參考されば事實自

然と明白あるあり

第十五章 聽訟を法院の門戸を開き公然として之を行

不可一然れ共別又開門一難き故ある時之を閉づ可一
然と共批文ハ恒不詳又斷由を記して兆民ハ明示を可

第十六章 小事の聽訟を一法士之を司る若夫其事大
トハ數法士列座一相互又討論を盡し衆口又從て之を決
を可一法臺中法又法士三名法府大法又五名議法院至高
又七名乃至十二名

第十七章 裁決既ハ定まら後訟者更ハ高等の法士又趣
き覆實を請ふを許を可一其ハ法士法を司る恒ハ正直綿
密ありと雖或ハ誤謬を免まざる事あり故ハ此法を設
けあり之を越訴と稱す

第十八章 非常の司法又之を二類ハ別つ

甲 軍法此ハ海陸兵卒の罪科を驗治するあり
有司の聽訟 此ハ有司中生る所の詞訟を裁
判するあり

第十九章 非常の司法又於ても裁決公平中正あり可一
故ハ非常の司法亦謹て尋常司法の爲ハ上章ハ記し
條例を守り可一

第二十章 然と共事情自異あるを以て二三の尋常條例
ハ膠柱を可らざる事あり

第二十一章 軍法ハ殊ハ戦争の間ハ在てハ速且嚴あり
可一是軍中ハ於てハ紀率尤嚴正より士卒肅然と

能く將命を奉るるを要せればあり故に推問裁斷共より尤簡便あり可し

第二十二章 軍法に於ては緊要なるは將帥兼て部下の法士より事特は須要あり帝然る而已ありは時勢之を要する時を將軍令を下し暫時平常律法を廢して一地を行をれしめざる事有り是將軍の特權あり譬を守城中に軍法を布告せざるが如し

第二十三章 有司の詞訟を職務の爭論して即國政内の議論あり故に尋常法士の裁判に託し難く政府自之を裁決を可し是此詞訟政令殆一ふしと離る可らざるに因るあり

第二十四章 此時政府の依怙最負を防ぐ方法種々あり可し譬を裁決の前は當て中正公平ある國會大臣の議を取ら類あり

第二十五章 尋常民事の詞訟を雙方相談納得の上法院に赴きて平入の内有徳の君子に就て裁判を請ふを得是を判者と稱す此時判者律法の條例を照し或は惟仁義禮讓に基く之を斷ず是律法の許を所あり

第二十六章 判者の裁判法士の裁決と同一より雙方共之を奉守す可し

泰西國法論 卷一

第六篇

刑法并治罪法

第一章 文教昭明ある列邦の國法論は從て刑法ハ方正中立の法士君主に代り君主の名位を用ひ律法を謹案して行ふ所あり

第二章 野蠻の俗に於ては刑即復讐の具とて所謂惡を以て惡に報ふるあり故に屈害を受し人躬自其敵を刑に然らざれば子弟親眷之に代り刑を行ふと云ふ オニハ即此義あり 拉丁語のユスタリ

第三章 文教半明ある國に於ては生殺與奪の權悉皆君主に在り故に若夫臣民君主の命令に違背し或は其視て

不善と爲る所の事を行む之は刑を加ふ

第四章 文教昭明ある國に於ても平人私に加之る惡業も國の治平を妨る一障害として之を視る治平を守るに君主の任あり故に之を罰するに即君主の任あり

第五章 文明の國に於ては刑罰を惡を以て惡に報ひ其の非も又君威を張り臣民の順從を要する具は非も惟惡を未然に防ぎ具と爲る耳

第六章 刑の本意を懲惡に在り就中惡人を以て復天下の患害を爲しめざるを以て尤其本意に於ては懲惡に在り第七 右此刑の本意を達する爲に刑を設る事左の如くあり可し曰く惡人を遠けり人間に交らざらしむる

あり然るども一旦悔悟して善に歸る時を復人間に歸らしむるなり

第八章 故に刑を定め罪を擬する共無益の醜酷を避く可し

第九章 刑を定むるに之を當る所の罪惡の品類狀情を察す可し本來刑の能く本意を達するを其嚴酷あるに非を却て其確あるにあり確とを何ぞ罪られ刑必之に加之り人絶て刑を免む事を僥倖し得ざるあり

第十章 犯惡の人も亦本國の住民として住民の權を有る此權を之を敬せざる可らん

第十一章 律法の條例に據るして人を罪らしむる之は

刑を加ふる事絶て無る可し

第十二章 刑罰を加ふ可き罪科を律法に掲て明白に之を指示を可し律法に明示しし罪科とし刑罰を以て懲を可き所業の外を絶て罪科と為可らば

第十三章 何の罪科を何の刑罰に當ると云ふ事律法に掲記しし明瞭ある可し又罪科を加ふるに律法に定むる所の刑罰を以てせざしし他の刑罰を以てする事絶て無る可し

第十四章 惡業の有無及び人の罪有りと罪無きとを裁斷するに律法に指示する所の法士ある可し

第十五章 法士は罪人の推按を請ふ事宜しし律法所定

の條例に従ふ可し是は一は告訴つらし人の權を保護し二は國家の權を保護するあり

第十六章 治罪を以て其專務とする官は此官屈害を被りし人の告訴を受理し且犯罪者を探索逮捕し之を法士に送り致す候以て其任とし

第十七章 右治罪の官法士に呈するに左に二証を以てを可し

甲 惡事の所業ありし証左

乙 犯人としし法士に送る所の人罪惡を犯したる証左

第十八章 犯人としし告られし人をしし法士の前

優又自陳理をりを得せしむ可し若夫罪惡の証左猶未明
白ありざる時未其人を正犯として視る可らざる
第十九章 左の憑據未著明ありざる間ハ法士未其人の
罪科を斷決も可らざる

第一 推按する所の事之を刑律の例條に照せし刑
を可き罪科ある証

第二 犯人とし告られざる人實に惡業を為し
る証

第二十章 証左を得る方法左の如し

第一 自首

第二 其道に巧ある人の解明及証人の辭

第三 証左の文書

第四 事情の連結

第二十一章 告らざる人の自首を本心は情實を吐露
する者あり可し而して猶且他の憑據と契合し始めて証
左とし取用ふ可し

第二十二章 拷問を加へ或ハ誘問して首伏せしめざる
自首を証左とせざる足らざる

第二十三章 一旦罪科決定せる人更に高等の法士に赴
き覆治を請ふを得る事尋常の詞訟と同し可し

第二十四章 若夫罪狀既に極り最早越訴を可らざる時
を治罪の官之に任して尤速に其刑を其人に加ふ可し

第二十五章 犯罪の批文を君主の名位を以て之を作ると雖も君主特は其罪を赦し或は其刑を減し或は輕きに従ふる權を有る之を特赦の權と稱す

第二十六章 特赦の權亦是無る可らば其理左の如し

第一 法士の律法を司る極て慎重綿密ありと雖も然れ共或を誤て無罪を有罪ともる事其絶て無きを保ち難し

第二 文教日の進む時論月は新より休む法士の法を司るは惟律法は是據る律法を重を持つ故は其斷罪復時論は合せざる事間亦是なり
被國は時論既は死刑を以て刑理は悖れ

りと云ひ世務も亦之を要せりと云ふ故に新律大抵死罪を廢して二十年乃至二十五年間懲惡院に入る若其未廢せざる者は大抵特赦して從て死一等を減ると云ふ

第三 犯人の所業律法の嚴文に從て宜しく重刑を加ふ可しと雖も然も其情意憐む可く恕む可き事亦是なり

第二十七章 君主又法士の推按を半途より停止し或は罪人の追捕を一切廢闕せしむる權を有る甲を停問の權乙を措不問の權と稱し理特赦の權と同し

第二十八章 諸國に於て死刑或は身の大恥辱と為る刑

を受く可き重罪なり。時ニ當りて先其人の罪ありと罪無
きとを断せらるる法士の職ニ非を以て却て國民の徳望に
る人數名商議して定る所より之を断す又誓士と稱する
る時を法士の職を惟律法ニ照して其當刑奈何を決する
耳

第二十九章 犯人獨國家の刑を受るのみならず兼て又
其曾て害を加へたる人ニ相當の償を為す可し返償の金
額を害を受たる人の訟ニ因て法士の裁定する所より但
此ハ私法の條例ニ屬す

第三十章 文明の諸國ニ於ては一種の官人より罪惡を
探索するを以て其職を以て巡察の官是あり蓋巡察の監察
を兼て惡行を未萌ニ防く一良方と謂ふ可し
第三十一章 然りと雖政府巡察を用ひ良民正當の行事
自在を鉗制する一器と見る事絶て是無可し

早稲田大学図書館

011888001362